

第 3 期

太子町子ども・子育て支援事業計画

【代用計画】

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 47 号）による改正後の子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）において、乳児等のための支援給付が創設されることに伴い、基本指針の改正が行われ、市町村子ども・子育て支援事業計画の基本的記載事項として、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の量の見込み及び確保方策に関する事項等が加えられることとなりました。

そこで、令和 7 年 3 月に策定した第 3 期太子町子ども・子育て支援事業計画で定める 5 年間の量の見込み及び確保方策に加え、その他の基本的記載事項を追加し、代用計画を策定しました。

令和 8 年 7 月

太子町

(16) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保育所・認定こども園等に通園していない生後6か月から2歳までの未就園児を対象に、保育所・認定こども園等において一時的な預かりを行い、適切な遊びや生活の場を与えるとともに、保護者との面談を通じて、乳児・児童及び保護者の心身の状況や養育環境を把握し、子育てに関する助言や情報提供等の援助を行う事業です。

■量の見込みと確保方策

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	①量の見込		18人/月	18人/月	18人/月	18人/月
	②確保の内容		18人/月	18人/月	18人/月	18人/月
	②－①		0人/月	0人/月	0人/月	0人/月
1歳	①量の見込		18人/月	16人/月	16人/月	16人/月
	②確保の内容		18人/月	16人/月	16人/月	16人/月
	②－①		0人/月	0人/月	0人/月	0人/月
2歳	①量の見込		18人/月	16人/月	16人/月	16人/月
	②確保の内容		18人/月	16人/月	16人/月	16人/月
	②－①		0人/月	0人/月	0人/月	0人/月

【今後の方針】

令和8年度からの実施に向け、体制の整備に努めます。受入園については、地域の保育需要等を見定め、需要の高い園において実施できるよう整備を行うとともに、確保方策に対応できるよう保育士等の確保に努めます。

地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠の確保に努めるほか、教育・保育施設と乳児等通園支援事業者との間で情報を共有することができる体制を整備し、円滑な連携・接続に努めます。